

平成 23 年度 科学研究費補助金公募要領等について



本日の説明内容

1. 公募要領等の主な変更点等について

- (1) 応募資格の変更
- (2) 科研費被雇用者の取扱い
- (3) 研究成果報告書未提出の取扱い
- (4) 研究代表者交替の取扱いの変更
- (5) 「国民との科学・技術対話」の推進
- (6) 「系・分野・分科・細目表」の一部変更
- (7) 研究計画調書（応募内容ファイル）の一部変更
- (8) 「新学術領域研究（研究課題提案型）」の新規募集停止
- (9) 研究計画調書（応募内容ファイル）の様式の新設
- (10) 「若手研究（S）」の新規募集停止

2. 研究機関において特に留意する事項

- (1) 研究者情報の e-Rad への登録
- (2) 研究機関に属している研究者についての ID・パスワードの確認
- (3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

1. 公募要領等の主な変更点等について

【公募要領】

<第1種・第2種・第3種科研費に共通する事項>

(1) 応募資格の変更（学生の取扱い）（公募要領 P21、42（文科）、P11、26、53（学振））

平成23年度の公募から、「学生」の身分を有する者が科研費に応募することを認めないこととしました。

教育を受けるとともに研究を指導される立場にある「学生」は、所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、科研費に応募することができません。

ただし、ここでいう「学生」には、下記の者は含みません。

→ 所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員、企業等の研究者など）が学生の身分を有する場合。

例えば、

〔 A大学の大学教員が、自分の専門分野の幅を広げるためにB大学の大学院に通っている。
C研究所の研究者が、生涯学習のために放送大学に入学し語学の講義を受けている。
など 〕

(経過措置)

既に研究代表者として当該研究課題の研究を実施している場合に限り、平成23年度以降も当該研究課題を実施することができます。

※「学生」が、応募資格の要件を満たすことが必要な研究分担者又は連携研究者として参画している場合には、当該研究課題の研究代表者は、平成23年度の交付申請を行う際は、この者を当該研究組織から外さなければなりません。

(参考) 平成23年度公募要領（抜粋）

「応募資格」

- ① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ **大学院生等の学生でないこと**（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成23年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

(2) **科研費被雇用者の取扱い**（公募要領 P21～22、39、42（文科）、 P11、26、52～53（学振））
科研費被雇用者（科研費により雇用されている者）の取扱いを明確にしました。

通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」）に専念する必要がありますので、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合は、研究機関において下記の①～③について確認されていれば、科研費に応募することは可能です。

※ また、「継続」の研究課題の場合も下記の①～③が確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

（研究機関において確認が必要な要件：3つ）

- ① 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に、自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ② 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関連する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ③ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

(3) 研究成果報告書未提出の取扱い（公募要領 P3（文科）、P3、12、52、56（学振））

平成23年度より、研究成果報告書を提出しない研究者については、補助金を交付しないこととしました。

（研究者に対する措置）

1) 平成22年度以前に提出すべき研究成果報告書を提出していない研究者

- ① 研究成果報告書が提出されるまでは、採択課題（新規・継続を問わない）に係る平成23年度の補助金の交付内定を留保し、交付内定の通知は行いません。

※この場合、平成23年度の補助金を使用することができません。

- ② さらに、研究成果報告書を提出しない者については、交付を受けていた補助金の交付決定の取消と返還命令を行うことがあります。

2) 平成23年度に研究成果報告書を提出することとなっている研究者

提出期日（平成23年6月）までに研究成果報告書等を提出しない場合は、当該研究者が他に実施している平成23年度科研費の執行停止を求めることとしています。

（研究機関に対する措置）

研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

（参考）平成23年度公募要領（抜粋）

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ② 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。
また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。
さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

研究者が所属する研究機関は、研究終了後に研究成果報告書を取りまとめて提出することとしていますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(4) 研究代表者交替の取扱いの変更（公募要領 P39、43（文科）、P27、52（学振））

研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っているため、平成23年度からは研究代表者を交替することを認めないこととしました。

ただし、下記の1)及び2)の研究課題については、所定の手続きを経ることで、研究代表者の交替が認められる場合があります。

1) 特定領域研究の計画研究のうち、「総括班研究課題」「支援班研究課題」「調整班研究課題」の研究代表者

※なお、「総括班」「支援班」「調整班」以外のその他の「計画研究」及び「公募研究」の研究代表者は交替することができません。

2) 新学術領域研究（研究領域提案型）の計画研究のうち「総括班研究課題」及び「生命科学系3分野支援活動」の研究代表者

※なお、「総括班」「生命科学系3分野支援活動」以外のその他の「計画研究」の研究代表者は交替することができません。

(5) 「国民との科学・技術対話」の推進（公募要領 P6（文科）、P5（学振））

先般『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取り組み方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）が取りまとめられ公表されましたので、その内容を公募要領に記載しました。

（「基本的取り組み方針」の内容）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件あたり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うこと

なお、科研費制度では、下記のような経費を直接経費から支弁することができますので、積極的に活用してください。

- ・ 研究成果発表のためのホームページ作成費用
- ・ 研究成果広報用のパンフレット作成費用
- ・ 一般市民を対象としたシンポジウムなどの研究成果広報活動 など

またこの他にも、小・中学生や高校生を対象として科研費による最新の研究成果を体験・実験・講演により分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムを実施しています。

※プログラムの公募は（独）日本学術振興会が行っています。

※比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価においては、「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着眼点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

(6) 「系・分野・分科・細目表」の一部変更（公募要領 P84～101（文科）、P30～50（学振））

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議を行い、「系・分野・分科・細目表」の一部を変更しました。具体的な内容は以下のとおりです。

1) 分野「総合領域」に、分科「博物館学」、細目「博物館学」を追加しました。

分野	分科	細目名	キーワード
総合領域	博物館学	博物館学	(A) 博物館展示学、(B) 博物館教育学、(C) 博物館情報学、(D) 博物館経営学、(E) 博物館行財政学、(F) 博物館資料論、(G) 博物館学史

2) 分野「複合新領域」の分科「生物分子科学」に、細目「ケミカルバイオロジー」を追加しました。

分野	分科	細目名
複合新領域	生物分子科学	生物分子科学



分野	分科	細目名	キーワード
複合新領域	生物分子科学	生物分子科学	(略)
		ケミカルバイオロジー	(A) 生体内機能発現、(B) 医薬品探索、(C) 診断薬探索、(D) 農薬開発、(E) 化合物ライブラリー、(F) 構造活性相関、(G) 多様性指向有機合成、(H) バイオプローブ、(J) 分子イメージング、(K) 生体分子計測、(L) 細胞内化学反応

3) 分野「医歯薬学」の分科「境界医学」に、細目「疼痛学」を追加しました。

分野	分科	細目名
医歯薬学	境界医学	医療社会学
		応用薬理学
		病態検査学



分野	分科	細目名	キーワード
医歯薬学	境界医学	医療社会学	(略)
		応用薬理学	(略)
		病態検査学	(略)
		疼痛学	(A) 疼痛の評価法、(B) 疼痛の疫学、(C) 鎮痛薬、(D) 疼痛の非薬物治療、(E) 発痛物質、(F) 疼痛の発生・増強機序、(G) 疼痛の神経機構、(H) 痛覚過敏、(J) 疼痛の遺伝的要因、(K) 疼痛の発達・加齢要因、(L) 疼痛の性差、(M) 疼痛反射、(N) しびれ、(P) 侵害受容器、(Q) 組織障害性疼痛、(R) 神経障害性疼痛、(S) 精神・心理的疼痛、(T) 痒み評価法、(U) 痒みの疫学、(V) 鎮痒薬、(W) 起痒物質、(X) 痒みの発生・増強機序、(Y) 痒みの神経機構、(Z) 搔破行動、(a) 痒み過敏、(b) 精神・心理的痒み、(c) 痒みの発達・加齢要因

(7) 研究計画調書（応募内容ファイル）において、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄の名称を変更

研究計画調書の「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄にアウトリーチ活動の具体的方法の記述を明確化するため、当該欄名を「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄に変更しました。

<第1種科研費に関する事項>

(8) 「新学術領域研究（研究課題提案型）」の新規募集停止

(9) 研究計画調書（応募内容ファイル）の様式を新設

平成23年度の新学術領域研究（研究領域提案型）の継続の研究領域に係る計画研究の審査に対応するため、新学術領域研究（研究領域提案型）の計画研究（継続）の様式（S-1-20）を新設しました。

<第3種科研費に関する事項>

(10) 「若手研究（S）」の新規募集停止

2. 研究機関において特に留意する事項

(1) 研究者情報の e-Rad への登録

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続きを行うことになります。

※ 既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※ 研究者情報の登録（更新）は随時行うことができますが、応募書類には提出期限がありますので、十分に余裕を持って作成・提出（送信）ができるよう、早めに手続きを完了するようにしてください。

※ 本手続きについては、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

※ なお、研究者情報の具体的な登録方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。

【参考】[e-Rad 研究者情報登録画面]

研究者が応募書類を作成できるようにするには、応募資格を確認した後、このチェックボックスにチェックする必要があります。

【科研費情報】
科研費応募資格
 資格あり
 委嘱先

委嘱先
委嘱先指定欄は、研究者が所属する他の併任機関と調整した結果、自機関を委嘱先とすることが決定した場合に指定してください。
研究者の委嘱先指定欄の状態については「委嘱先確認検索」機能で確認し、自機関を含む併任機関の中で1つだけ指定してください。それ以外の状態となっている研究者については「最初に所属した科研費の指定機関」を委嘱先として取り扱いますので注意願います。

戻る 次へ進む ログアウト

インターネット

(2) 研究機関に属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するためには、e-Radにログインした上で「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」(以下「電子申請システム」という。)にアクセスして手続きを行うこととしております。

このため、研究者は、e-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしてください。

① 研究機関用の電子証明書及びID・パスワードの取得について

研究機関用の電子証明書及びID・パスワードを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

※ e-Radの電子証明書及びID・パスワードの取得については、e-Radホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(<http://e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)でご確認ください。

※ 登録申請から「研究機関用のID・パスワード」が到着するまで、おおよそ2週間程度かかります。

② 応募を予定している研究者に対するID・パスワードの付与

各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Radの「所属機関用マニュアル(科研費の研究機関用)」を確認してください。

※ 一度付与した研究者のID・パスワードは、研究機関を異動しない限り使用可能です。

特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

※ e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成・提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」（以下、「報告書」という。）がありますので、平成22年10月8日（金）までにe-Radにより「文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室」に提出してください。

なお、別途、電子申請システムにより応募書類の提出に当たって必要な手続きを進められますが、当該報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募は認められませんので、十分にご注意ください。

また、e-Rad を使用した報告書の提出方法や様式等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室から、各研究機関に通知する予定です。

※ 報告書を提出した後、e-Radに当該報告書の提出状況が反映されるまで概ね1週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって提出するようにしてください。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext. go. jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm